第１号様式（第７条関係）

（第一面）

令和　　年　　月　　日

八王子市長　殿

住所

申請者

電話

**八王子市民間建築物に係る吹付けアスベスト等含有調査事業補助金**

**交付申請書**

補助対象事業について、下記のとおり補助金を交付していただきたく、八王子市民間建築物に係る吹付けアスベスト等含有調査事業補助金交付要綱第７条の規定により、必要書類を添えて申請します。

なお、建築物は５年以上除却の予定がなく、納期の過ぎた市税の滞納がないこと、更に八王子市暴力団排除条例第２条に規定する者でないことを宣言し申し添えます。

記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 建築物名称 |  | | | | | |
| 建築物所在地 | （地名地番）八王子市  （住居表示）八王子市 | | | | | |
| 所有形態 | □単独所有　　　　　□共同所有（外　　　人）　　　□区分所有 | | | | | |
| 確認済証番号 |  | | | 確認済証交付年月日 | | 年　　月　　日 |
| 現況用途 |  | | | | | |
| 延べ面積 | ㎡ | | | | 構造 | 造 |
| 補助金交付申請額 | 円 | | 補助対象事業に要する経費 | | | 円 |
| 補助対象事業期間（予定） | | 年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 | | | | |

**同意書**

本申請にあたり、私は市税の納税、課税状況並びに八王子市暴力団排除条例第２条に規定する者による使用であるかを確認する必要がある場合は、関係機関へ照会することについて同意します。

申請者氏名

（署名又は記名・押印が必要です）

（第一面裏面）

添付書類

□第二面（所有形態が共同所有の場合のみ添付）

□第三面

□事業計画書

□調査者の建築物含有建材調査講習修了証明書の写し（要綱第２条第３項ア）

□作業環境測定機関、装置及び機器の証明書等の写し（要綱第２条第３項イ）

□分析調査の計画（要綱第２条第３項ウ）

□案内図（１/２，５００以上）

□配置図

□平面図（吹付アスベスト等が施工されているおそれのある場所を表示したもの）

□現況写真（吹付アスベスト等が施工されているおそれのある場所を撮影したもの）

□登記事項証明書（建物）又は建物の所有者を確認できる書面

□確認済証の写し又は建築台帳記載事項証明書の写し若しくはそれらに代わる証明書等の写し

□団体の代表者であることを証する書類（申請する者が区分所有法第３条に規定する区分所有者の団体である場合のみ添付）

□区分所有者の集会等において、当該事業を実施する決議がなされたことを証する書類（申請する者が区分所有法第３条に規定する区分所有者の団体である場合のみ添付）

□見積書の写し（２社以上）

□消費税仕入控除税額の内容がわかる書類（個人の申込者又は補助対象事業に要する経費に消費税を含まない場合は不要）

□委任状（代理者が申請する場合は添付）

（第二面）

令和　　年　　月　　日

八王子市長　殿

**同意書**

八王子市民間建築物に係る吹付けアスベスト等含有調査事業補助金交付申請及び補助金交付等について、第一面記載の　　　　　　　　　　　が申請者代表となることに同意します。

建築物は５年以上除却の予定がなく、納期の過ぎた市税の滞納がないこと、更に八王子市暴力団排除条例第２条に規定する者でないことを宣言し申し添えます。

本申請にあたり、私は市税の納税、課税状況並びに八王子市暴力団排除条例第２条に規定する者による使用であるかを確認する必要がある場合は、関係機関へ照会することについて同意します。

所有者氏名

（署名又は記名・押印が必要です）

所有者氏名

（署名又は記名・押印が必要です）

所有者氏名

（署名又は記名・押印が必要です）

所有者氏名

（署名又は記名・押印が必要です）

所有者氏名

（署名又は記名・押印が必要です）

所有者氏名

（署名又は記名・押印が必要です）

所有者氏名

（署名又は記名・押印が必要です）

所有者氏名

（署名又は記名・押印が必要です）

所有者氏名

（署名又は記名・押印が必要です）

（第三面）

令和　　年　　月　　日

八王子市長　殿

**消費税仕入税額控除確認書**

住所

申請者

電話

八王子市民間建築物に係る吹付けアスベスト等含有調査事業補助金交付申請における補助対象費用に係る消費税額については、以下のとおりです。

□　消費税を含めずに申請します。

□　以下の理由により、消費税額及び地方消費税額の仕入税控除を行いませんので、消費税額を補助対象額に含め申請します。

なお、当該事業に係る消費税の一部又は全てについて、控除を受けること又は受けたことが発覚した場合は、速やかに報告し、消費税に係る補助金相当額を返還します。また、市区町村から消費税に係る報告を求められた場合は、速やかに報告します。

理由（必要に応じて、貴社経理担当または会計士等にご確認いただき、以下から選択してください。）

１　消費税法における納税義務者でない。

２　消費税の免税事業者であり、かつ課税事業者を選択していない。

３　簡易課税事業者である。

４　１から３に該当しないが、補助対象費用に係る消費税については、控除対象仕入税額に算入しない。確定申告後、控除対象仕入れ税額に算入していないことが分かる資料を速やかに提出する。